

相 続 入 門

(民法・相続税法)

CONTENTS

Theme 1	相続の開始	1
Theme 2	承認・放棄	3
Theme 3	相続開始後のタイムスケジュール	4
Theme 4	相続人の範囲と順位	5
Theme 5	相続人の欠格・廃除	8
Theme 6	相続分	10
Theme 7	相続税の計算体系	11
Theme 7ー①	第一段階 各人の相続税の課税価格の計算	12
Theme 7ー②	第二段階 相続税の総額の計算	16
Theme 7ー③	第三段階 各人の納付すべき相続税額の計算	18

Theme 1 相続の開始

1 相続の意義

相続とは、民法が定めた財産等の無償移転の形態であり、人の死亡によってその死亡した人（これを被相続人という）の財産に属していた一切の**権利義務**を、その死亡した人と一定の血族関係あるいは配偶関係にある人（これを相続人という）が**包括的に承継**することをいう。

ただし、**死亡した者の一身に専属するもの**（文化功労者年金、扶養請求権など）については、承継できない。

2 相続の開始

(1) 相続は、**人の死亡**によって開始する。したがって、死亡の時点で、財産は相続人に移転する。

(2) 死亡とみなす場合「失踪宣告」

失踪宣告は、人の生死および所在の不明が一定期間続いたときに、その者の利害関係者の請求によって家庭裁判所が行うものである。

失踪には普通失踪と危難失踪とがある。普通失踪は、不在者の生死が7年間分らない場合において、その7年間の期間が満了した時に死亡したものとみなされ、「相続が開始」する。危難失踪は、危難に遭遇した者の生死が去った後1年間分らない場合において、その危難が去った時に死亡したものとみなされ、「相続が開始」する。

(3) 失踪の宣告の取消し

失踪者が生存することまたは失踪宣告により死亡したものとみなされた時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

3 相続開始の場所

相続は、被相続人の住所において開始する。

相続の開始場所を定めることにより、裁判の管轄が定められ、また相続税の申告書の提出先にも影響を与えることとなる。

なお、死亡届は7日以内に死亡診断書を添付して市区町村役場に提出しなければならない。

4 相続税と贈与税の関係

贈与税は個人から贈与により財産を取得した場合にかかる税金であり、「相続税の補完税」といわれる。

仮に、被相続人が生前に相続人などに財産を贈与することによって将来相続税の課税がなされないとする、贈与をしない者に比べ税負担に不公平が生じることになる。

そこで贈与税は生前の贈与に対して課税することにより、相続税で課税されない部分を補完する性格をもっているため、ともに一つの法律（相続税法）の中で規定されています（一税法二税目）。

なお、相続税と贈与税は、所得税などと同じく、課税標準が多くなればなるほど税率が高くなる「超過累進税率」となっている。

<相続税の速算表> 税額＝A×B－C

法定相続分に应ずる取得金額A	税率B	控除額C
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

Theme 2 承認・放棄

1 相続の承認

(1) 単純承認

被相続人の権利義務を無制限にすべて承継することをいう。もし、借金などの債務が相続財産より大きい場合には、相続人は自分の固有の財産から弁済しなければならない。

また、「被相続人が財産の全部または一部を処分したとき」、「相続の開始があったことを知った日から**3ヵ月以内に限定承認または放棄をしなかったとき**」なども単純承認したものとして取り扱う。

(2) 限定承認

相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務を承継することをいう。したがって、債務が相続財産より大きい場合でも、相続人は自分固有の財産から弁済する必要はない。

原則として、相続の開始があったことを知った日から**3ヵ月以内に、相続人全員で家庭裁判所に申述**する必要がある。

2 相続の放棄

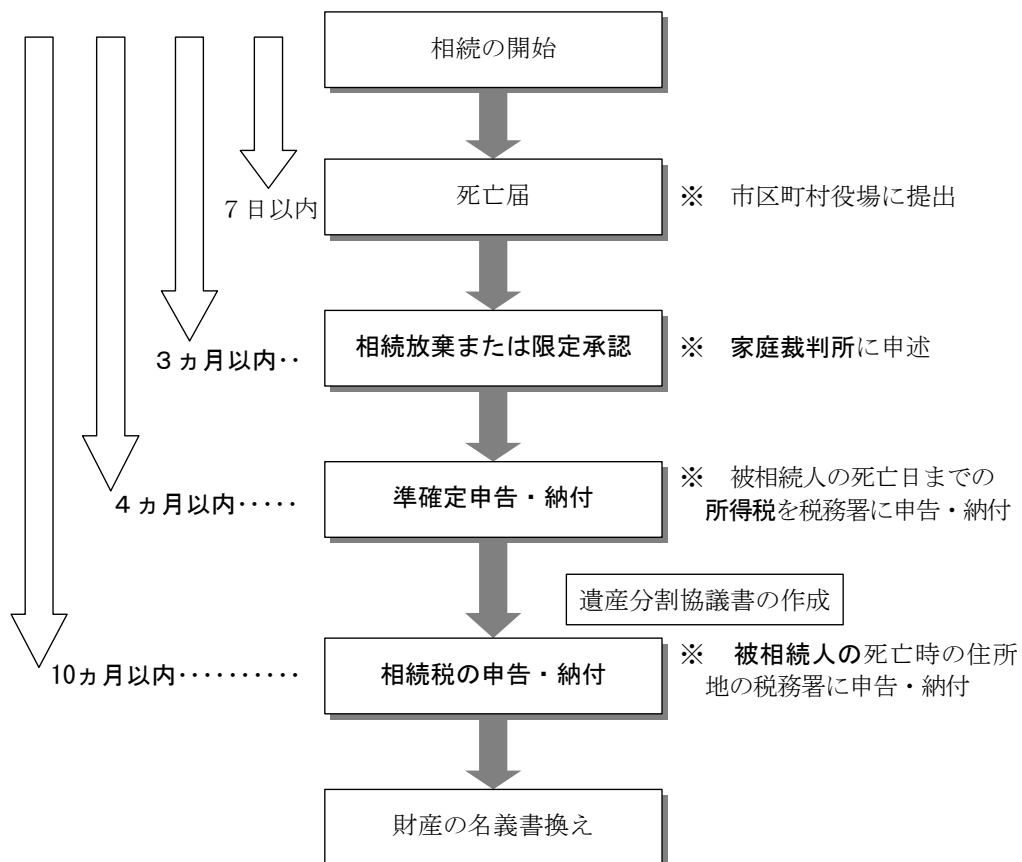
被相続人の権利義務の承継をすべて拒否することをいう。この場合、相続財産は承継せず、債務も負担しない。

原則として、自己のために相続の開始があったことを知った日から**3ヵ月以内に家庭裁判所に申述**する必要がある。相続人全員が共同で行う必要はなく、1人でも、また数人が共同ですることもできる。なお、相続の放棄は、生前には行うことはできない。

Theme 3 相続開始後のタイムスケジュール

相続開始後のスケジュール

相続開始後は、さまざまな手続きが必要になる。



Theme 4 相続人の範囲と順位

1 相続人の概要

相続人とは、被相続人の財産を引き継ぐことのできる一定範囲内の人をいう。相続人になることができる人は、民法によって定められており（法定相続主義）、被相続人の配偶者と一定の血族関係者に限られている。

配偶者相続人	正式な婚姻関係にある被相続人の配偶者	
血族相続人	第1順位	被相続人の子
	第2順位	被相続人の直系尊属 ^{ちよっけいそんぞく}
	第3順位	被相続人の兄弟姉妹 ^{けいていしまい}

- ・配偶者相続人は常に相続人となる。
- ・血族相続人には優先順位がある（上位者がいる場合は相続人にはなれない）。
- ・配偶者相続人と血族相続人とは同順位で相続人となる。

2 配偶者相続人

配偶者相続人とは、相続の開始時において被相続人と正式な婚姻関係にある配偶者のことをいう。したがって、内縁関係にある人や離婚した人は、相続人となることができない。

3 血族相続人

血族相続人とは、被相続人と血族関係にある人をいう。

(1) 第1順位（子）

「子」には、養子、非嫡出子^{ちやくしゅつし}、胎児を含む。したがって、実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別によって、相続人の順位に差はない。

① 養子

- ・普通養子：実父母との親子関係は消滅しないため、実父母・養父母双方の相続人となる。
- ・特別養子：実父母との親子関係は消滅するため、養父母のみの相続人となり、実父母の相続人とはならない。

② 非嫡出子

非嫡出子とは、正式な婚姻関係外のもとに生まれた子のことをいう。なお、被相続人が男性の場合は、認知を必要とする。

③ 胎児

胎児は、既に生まれたものとみなして相続権を認めるが、死産の場合は相続人として取り扱わない。

(2) 第2順位（直系尊属）

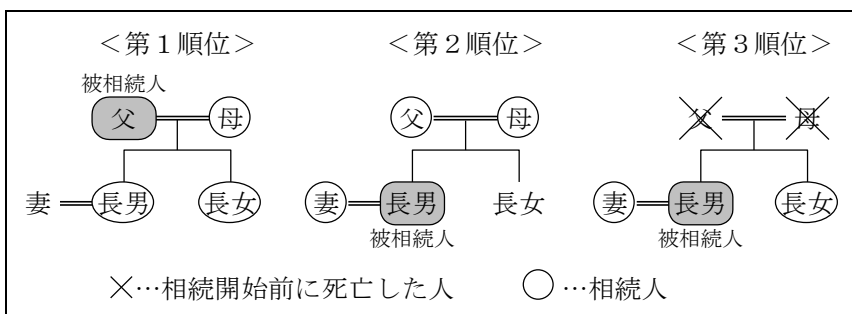
被相続人に子がない場合には、直系尊属が相続人となる。

直系尊属とは、直系で自分より世代が上の人のこと。父母以外に祖父母も直系尊属となるが、被相続人に親等の近い人から優先して相続人となる（父母→祖父母→曾祖父母）。

(3) 第3順位（兄弟姉妹）

被相続人に子および直系尊属がない場合には、兄弟姉妹が相続人となる。

《相続人の具体例》



4 代襲相続

(1) 意義

代襲相続とは、相続人になることができる者が相続開始時において死亡または欠格・廃除によって相続権を喪失している場合、その者の子（直系^{ひぞく}卑属）が代わりに相続人になることをいう。なお、相続の放棄をした人には、代襲相続が認められない。

※ 配偶者、直系尊属（第2順位）に代襲相続は起こらない（第1順位と第3順位のみ）。

※ 子（第1順位）の場合、再代襲（代襲相続人の代襲相続）も認められている。

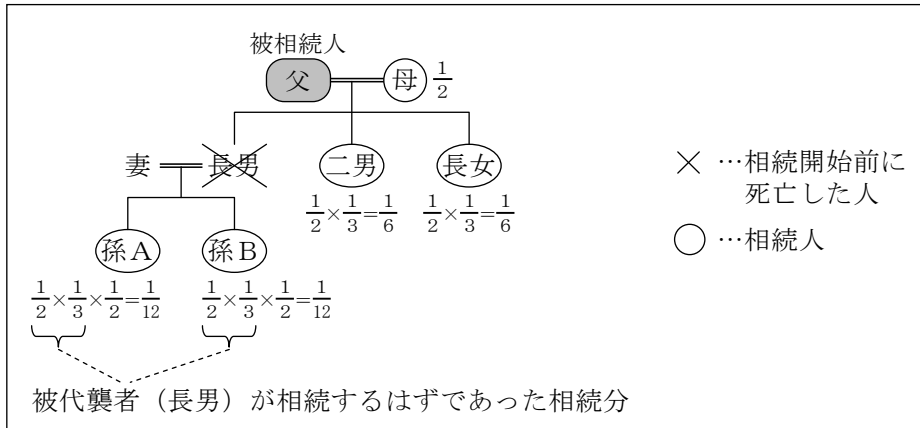
※ 兄弟姉妹（第3順位）の場合、代襲相続は認められている（被相続人の甥・^{おい}姪^{めい}）が、再代襲は認められていない（一代限り）。

(2) 代襲相続分

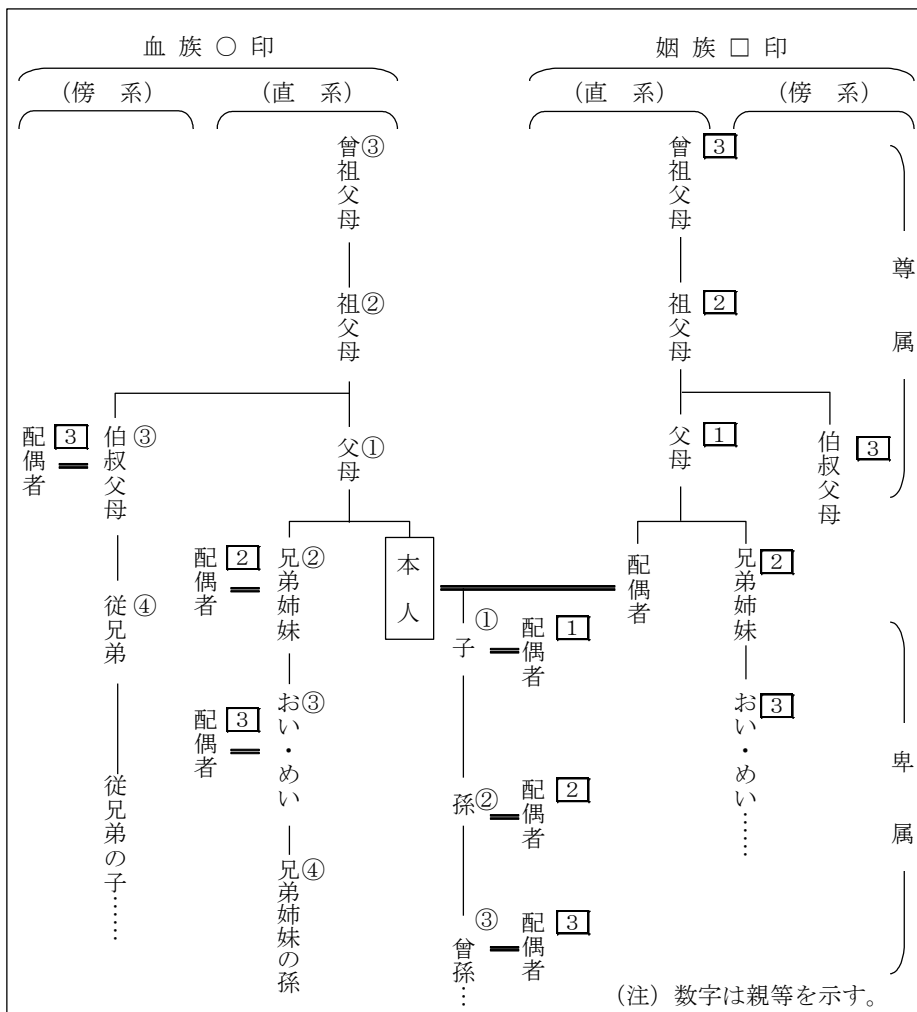
代襲相続人の相続分を代襲相続分といい、代襲相続分（全体）は、被代襲者（代襲される人）が相続するはずであった相続分に一致する。

※ 代襲相続人が複数いる場合には、被代襲者が相続するはずであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が、法定相続分にしたがって分割する。

《代襲相続分の具体例》



<参考>親族図



Theme 5 相続人の欠格・廃除

1 相続人になれない人

相続人となれる立場にあっても、次の4つのいずれかの事由に該当した人は、相続人となることができない。

- ① 相続開始以前に死亡した人
- ② 相続人の欠格事由に該当する人
- ③ 相続人から廃除された人
- ④ 相続の放棄をした人

2 相続欠格

相続人となれる立場にあっても、相続人として認めることが適切でない所定の欠格事由がある者は、法律上、当然に相続権がないものとして扱われる。これを相続欠格という。

この所定の欠格事由とは被相続人等の生命に対する侵害行為や遺言に関する違法な干渉をいう。欠格の事由と関係のある特定の被相続人に対する相続権を失うにとどまり、他の被相続人に対する相続権まで失うわけではない。家庭裁判所に請求する等特別な手続きを必要としない。

【欠格事由】

下記に掲げる者は、相続人となることができない。

1. 故意に被相続人または相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、**刑に処せられた者**
2. 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
3. 詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、またはこれを変更することを妨げた者
4. 詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、またはこれを変更させた者
5. 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者

3 相続人の廃除

廃除とは被相続人に対し虐待等を加え、または著しい非行がある遺留分のある推定相続人を被相続人が家庭裁判所に請求をして家裁の審判または調停により相続権を失わせることをいう。被相続人の兄弟姉妹および遺留分を放棄した者は、遺留分を有しないので、廃除の対象とならない。なお、廃除（廃除の取消しを含む）は、生前でも遺言（遺言執行者が行う）でもどちらでもできる。被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

Theme 6 相続分

相続分とは、被相続人からの財産承継割合のことをいう。

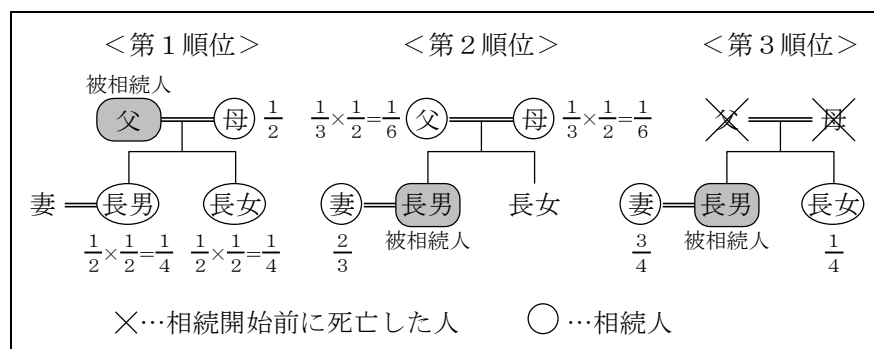
1 法定相続分

法定相続分とは、相続人が被相続人から承継する原則的な相続分のことをいい、民法で定められている。この法定相続分は、**各相続人が必ず従うべきものではなく、目安になるものである**。実際には、話し合い（分割協議）によって各相続人が取得する財産を決めることになる。

相続人の 組合せ	配偶者相続人	血 族 相 続 人		
		第 1 順位 (子)	第 2 順位 (直系尊属)	第 3 順位 (兄弟姉妹)
配偶者と子	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
配偶者と 直系尊属	$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
配偶者と 兄弟姉妹	$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

- ・同順位者（子、直系尊属および兄弟姉妹）が複数いる場合には、その人数で上記の相続分を等分する。
- ・子は、実子・養子、嫡出子・非嫡出子とも、**相続分は同一**である。
- ・半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$ となる。

《法定相続分の具体例》



2 指定相続分

指定相続分とは、被相続人が遺言により相続人の相続分を指定することをいい、この指定相続分は法定相続分や代襲相続分よりも優先する。

Theme 7 相続税の計算体系

第一段階 各人の相続税の課税価格の計算（取得した財産の価額の計算）

$$\boxed{\text{本来の相続遺贈財産の価額}} + \boxed{\text{みなし相続遺贈財産の価額}} - \boxed{\text{非課税財産の価額}} - \boxed{\text{債務控除額}} + \boxed{\text{生前贈与財産の加算額}} = \boxed{\text{各人の相続税の課税価格}}$$

第二段階 相続税の総額の計算

$$\left. \begin{array}{l} \boxed{\text{各人の課税価格}} \\ \boxed{\text{各人の課税価格}} \\ \boxed{\text{各人の課税価格}} \end{array} \right\} \begin{array}{c} \text{合計} \\ \Rightarrow \end{array} \boxed{\text{相続税の課税価格の合計額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{遺産に係る基礎控除} \\ 3,000\text{万円} + \\ 600\text{万円} \times \\ \text{法定相続人の数} \end{array}} = \boxed{\text{課税遺産総額}}$$

$$\boxed{\text{課税遺産総額}} \times \left(\begin{array}{l} \text{法定相続人の数に} \\ \text{応じた相続人の法定} \\ \text{相続分および代襲} \\ \text{相続分} \end{array} \right) = \left. \begin{array}{l} \boxed{\text{各取得金額}} \times \text{税率} = \boxed{\text{税額}} \\ \boxed{\text{各取得金額}} \times \text{税率} = \boxed{\text{税額}} \\ \boxed{\text{各取得金額}} \times \text{税率} = \boxed{\text{税額}} \end{array} \right\} \begin{array}{c} \text{合計} \\ \Rightarrow \end{array} \boxed{\text{相続税の総額}}$$

第三段階 各人の納付すべき相続税額の計算

$$\boxed{\text{相続税の総額}} \times \boxed{\text{あん分割合}} = \boxed{\text{算出相続税額}}$$

$$\boxed{\text{算出相続税額}} + \boxed{\text{相続税額の加算額}} = \boxed{\text{相続税額の加算適用後の算出相続税額}}$$

$$\boxed{\text{各人の相続税額の加算適用後の算出相続税額}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{税額控除額} \\ \text{①贈与税額控除額} \\ \text{②配偶者の税額軽減額} \\ \text{③未成年者控除額} \\ \text{④障害者控除額} \\ \text{⑤相次相続控除額} \\ \text{⑥外国税額控除額} \end{array}} = \boxed{\text{各人の納付すべき相続税額}}$$

Theme 7—① 第一段階 各人の相続税の課税価格の計算

被相続人の財産は、すべてが課税される財産（課税財産）ではなく、課税されない財産（非課税財産）や控除される財産（債務控除）がある。課税財産は、「本来の相続遺贈財産」「みなし相続遺贈財産」「生前贈与財産」の3つに分類できる。

本来の相続遺贈財産の価額	+	みなし相続遺贈財産の価額	-	非課税財産の価額	-	債務控除額	+	生前贈与財産の加算額	=	各人の相続税の課税価格
直接承継する財産		生命保険金や死亡退職金をプラスする		課税すべきでないものをマイナスする		生前の借入金や葬儀費用をマイナスする		相続開始前3年以内の贈与財産をプラスする		相続税の計算の基となる財産の価額

1 本来の相続遺贈財産

被相続人が死亡時に所有していた現金、預貯金、有価証券、土地、家屋、立木、事業用財産、家庭用財産、貴金属、宝石、書画骨董、電話加入権、営業権など、物権、債権および無体財産権に限らず、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべての財産をいう。

2 みなし相続遺贈財産

被相続人から直接取得した財産ではないものの、経済的にみて相続や遺贈で財産を取得したのと同じ効果のある場合には、課税の公平を図るために、みなし相続遺贈財産として相続税の課税財産とする。主なものに、生命保険金、死亡退職金がある。

(1) 生命保険金

被相続人（＝被保険者）の死亡によって支払われる生命保険金または損害保険金のうち、被相続人が保険料を負担するもの。

（契約例）被相続人＝夫

契約者（保険料負担者）	被保険者	受取人
夫	夫	妻

(2) 退職手当金等

被相続人の死亡退職によって支払われる退職手当金、功労金、慰労金などで、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの。

なお、弔慰金や花輪代などについては、次の範囲内は課税されない。

業務上の死亡……………死亡時の普通給与の3年分（賞与を除く）
業務上以外の死亡…死亡時の普通給与の6ヵ月分（賞与を除く）

3 非課税財産

財産の性格、国民感情、公益性や社会政策的な見地から課税対象とすることが適当ではない財産については、相続税の非課税財産としている。

(1) 主な非課税財産

- ① 墓地・墓石・仏壇・仏具など
- ② 相続人が受け取った**生命保険金等**のうち一定の金額
- ③ 相続人が受け取った**退職手当金等**のうち一定の金額

(2) 生命保険金等・退職手当金等のうちの一定の金額の非課税

相続人が受け取った生命保険金等や退職手当金等のそれぞれについて、一定の非課税金額がある。

非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

※ 相続を放棄した人が受け取る生命保険金等・退職手当金等には非課税の適用はない（相続人ではないため）。したがって取得した金額の全額が相続税の課税財産となる。

(3) 相続税法上の「法定相続人の数」のルール

相続税法上の法定相続人とは、相続の放棄があった場合にその放棄がなかったものとした場合の相続人をいい、また、養子がいる場合には、一定の算入制限を適用した「相続税の計算上の相続人」のことをいう。

法定相続人の数は、次の①、②のルールで人数を数える。

① 相続の放棄があった場合

放棄がなかったものとして数に算入する。

② 被相続人に養子がいる場合

法定相続人の数に算入できる養子の数は次の通り。

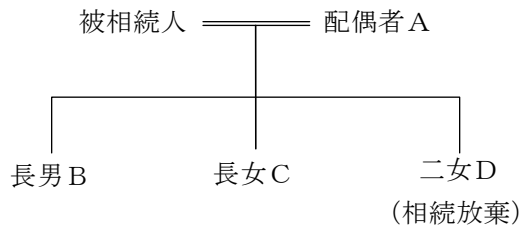
実子がいる場合……養子は何人いても**1人まで**
実子がない場合……養子が3人以上いても**2人まで**

(注) ただし、被相続人の養子でも、次の人などは実子とみなすため、上記の養子からは除かれる。

- ・ 特別養子
- ・ 配偶者の実子で被相続人の養子

◆練習問題

次のケースで、被相続人の死亡により5,500万円の死亡保険金が支払われた。
契約者（保険料負担者）および被保険者は被相続人、保険金受取人は下記のとおりである。各人の生命保険金の非課税金額はいくらか。



保険金受取人	取得した死亡保険金額
配偶者A	4,000万円
長男B	1,000万円
二女D	500万円

4 債務控除

被相続人の債務を承継した場合は、その債務金額を課税価格の計算の際に控除することができる。**葬式費用**は被相続人の債務ではないが、相続に伴って必然的に支出する費用なので債務控除が認められている。

《債務控除の範囲》

	○ 控除できるもの	× 控除できないもの
債務	被相続人の債務で 相続開始の際、現に存するもの（公租公課を含む） で確実に認められるもの ・借入金 ・未払医療費 ・未払税金 など	・生前に購入した非課税財産（墓地等）の未払金 ・相続財産に係る公租公課、遺言執行費用、遺産分割費用 ・保証債務（主たる債務者が弁済不能で所定の要件を満たす場合のみ可）
葬式費用	・通夜費用、仮葬・本葬費用 ・お布施、戒名料 ・通常必要とされる葬式費用 ・遺体の搜索費用、運搬費用	・香典返礼費用 ・法要費用（初七日・四十九日等） ・死後の墓地等の購入費用 ・遺体解剖費用

5 生前贈与加算

相続または遺贈によって財産を取得した人が、その**相続開始前3年以内**に、被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、その贈与財産の価額をその人の相続税の課税価格に加算する。これは、生前に贈与され既に贈与税の課税を受けている財産に、再度相続税の課税を行おうとするものである。そこで、贈与税と相続税の二重課税となるため、贈与時に支払った**贈与税は**、相続税算出の段階（第三段階）で**贈与税額控除**として控除することで税負担が調整される。

※ 相続または遺贈により財産を取得していない人については適用がない。

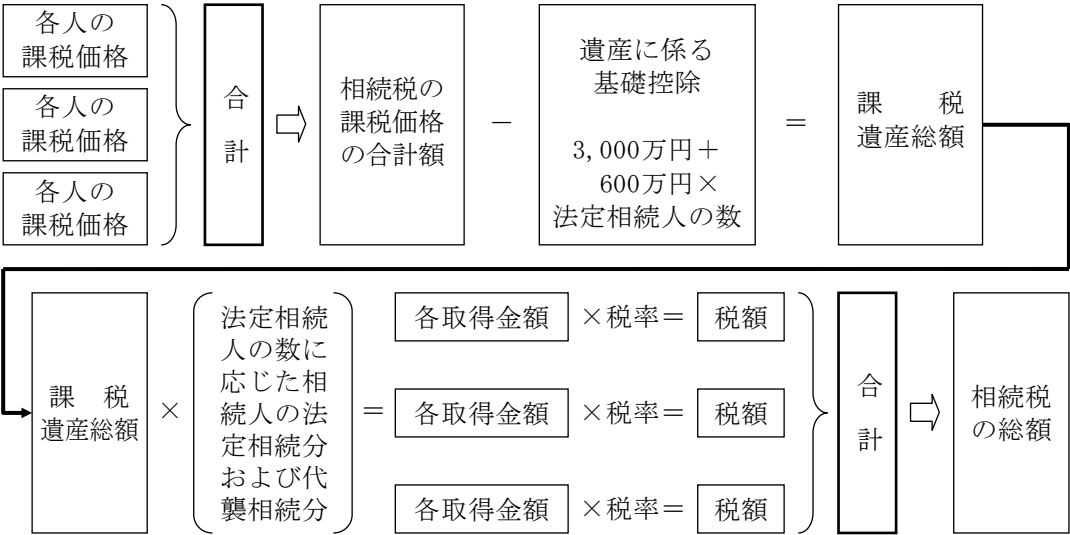
※ 加算される金額は、その財産の**贈与時の価額**となる（相続開始時の価額ではない）。

※ 相続が開始した年に贈与された財産は贈与税の課税対象とはならず、**相続税の課税対象**となる。

Theme 7-② 第二段階 相続税の総額の計算

第二段階では、相続税の総額を計算する。

まず、各人の課税価格の合計額から、遺産に係る基礎控除額を控除して、課税遺産総額を算出する。次に、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に分割されたとして、各人の取得金額に相続税の税率を乗じて相続税額を算出し、それを合計して求める。



<相続税の速算表> 税額 = A × B - C

法定相続分に応ずる取得金額A	税率B	控除額C
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

1 遺産に係る基礎控除

各人の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額以下である場合は、課税遺産総額がゼロとなるため相続税は課税されない（相続税の申告書を提出する必要もない）。

$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

2 相続税の総額の計算

◆練習問題

次のケースで、相続税の総額を求めなさい。なお各相続人の課税価格の合計額は2億円とする。相続人は、配偶者A、長男B、二男Cの3人である。

法定相続分に应ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

① 遺産に係る基礎控除額 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$

② 課税遺産総額 $2\text{億円} - 4,800\text{万円} = 1\text{億}5,200\text{万円}$

③ 法定相続人の法定相続分に应ずる各取得金額

・ A $1\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 7,600\text{万円}$

・ B $1\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,800\text{万円}$

・ C $1\text{億}5,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,800\text{万円}$

④ 相続税の基となる税額

・ A $7,600\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,580\text{万円}$

・ B $3,800\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 560\text{万円}$

・ C $3,800\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 560\text{万円}$

⑤ 相続税の総額

$1,580\text{万円} + 560\text{万円} + 560\text{万円} = 2,700\text{万円}$

Theme 7-③ 第三段階 各人の納付すべき相続税額の計算

第三段階では、各人の納付すべき相続税額を計算する。

第二段階で求めた相続税の総額に、各人の実際の相続割合（あん分割合）を乗じたものが**算出相続税額**である。ただし、一定の者については、税負担の調整を図るために、算出相続税額に**2割加算**した金額を算出相続税額とする。また、相続税では、財産取得者の生活保障や二重課税の排除などのため、一定の要件のもとに**6種類の税額控除**を設けている。

$$\boxed{\text{相続税の総額}} \times \boxed{\text{あん分割合}} = \boxed{\text{算出相続税額}}$$

$$\boxed{\text{算出相続税額}} + \boxed{\text{相続税額の加算額}} = \boxed{\text{相続税額の加算適用後の算出相続税額}}$$

各人の相続税額の 加算適用後の 算出相続税額	－	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">税 額 控 除 額</td><td style="padding: 5px;">①贈与税額控除額 ②配偶者の税額軽減額 ③未成年者控除額 ④障害者控除額 ⑤相次相続控除額 ⑥外国税額控除額</td></tr></table>	税 額 控 除 額	①贈与税額控除額 ②配偶者の税額軽減額 ③未成年者控除額 ④障害者控除額 ⑤相次相続控除額 ⑥外国税額控除額	＝	各人の納付 すべき相続 税額
税 額 控 除 額	①贈与税額控除額 ②配偶者の税額軽減額 ③未成年者控除額 ④障害者控除額 ⑤相次相続控除額 ⑥外国税額控除額					

1 各人の算出相続税額

ここでは実際の相続割合（あん分割合）にしたがって、次の式で相続税の総額をあん分し、各人の相続税額を算出する。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{各人の課税価格の合計額}}$$

2 相続税額の2割加算

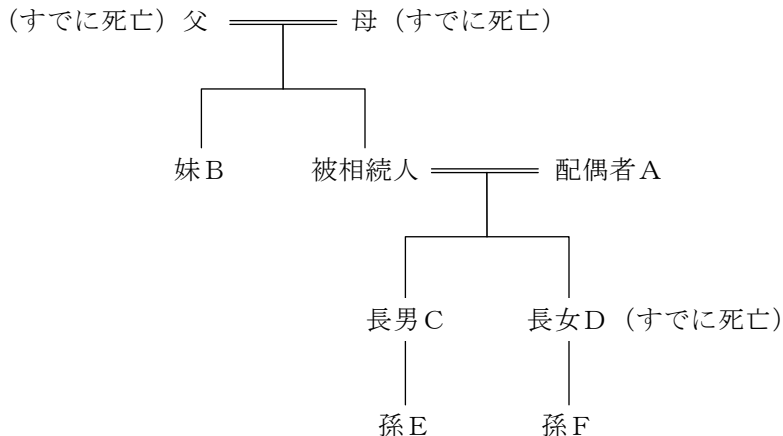
被相続人の配偶者および1親等の血族（子・父母）以外の人が相続または遺贈により財産を取得した場合、その算出相続税額の2割相当額を加算する。

※ 子の代襲相続人は、2割加算の対象外。

※ 被相続人の養子となった当該被相続人の孫（いわゆる孫養子のこと。代襲相続人は除く）は2割加算の対象。

◆練習問題

次のケースで、A、B、C、E、Fが被相続人の財産を取得した場合、相続税の2割加算の対象となる人はだれか。なお、Eは被相続人の養子となっている。



3 税額控除

(1) 贈与税額控除

生前贈与加算の対象となった財産（相続開始前3年以内の贈与財産）を取得した人で、その財産につき贈与税を課された人については、その人の贈与税額相当額を相続税額から控除する。

(2) 配偶者の税額軽減

配偶者については、被相続人死亡後の生活保障および配偶者の財産形成に対する貢献度を考慮して、税額軽減の規定が設けられている。一定の算式で求めた金額を相続税額から控除できるため、結果として、**配偶者が取得した遺産額が、「1億6,000万円以下」または「配偶者の法定相続分相当額以下」である場合には、配偶者に相続税はかからない。**

※ 税額軽減の計算の基礎となる財産には、相続税の申告期限までに分割されていない財産は含まれない。ただし、申告期限から3年以内に分割された場合は、税額軽減を適用することができる。

※ この税額軽減を適用したことによって**相続税額がゼロとなった場合でも、申告は必要である。**

(3) 未成年者控除と障害者控除

	未成年者控除	障害者控除
	20歳未満の者	障害者
適用 対象者	①相続または遺贈により財産を取得した人 ②居住無制限納税義務者（日本国内に住所を有する人） ③被相続人の法定相続人（「法定相続人の数」に算入されない養子を含む）	
控除額	10万円 ×（20歳－相続開始時の年齢*）	10万円（特別障害者は20万円） ×（85歳－相続開始時の年齢*）

* 1年未満切捨

相続アドバイザー 相続入門（民法・相続税法）/16A

2015年12月 8 日 初版第 1 刷発行

発 行 者 斎藤 博明
発 行 所 T A C株式会社
〒101-8383
東京都千代田区三崎町3-2-18

©T A C2015

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。